

法人の概要



社会福祉法人 土佐香美福祉会

《 法 人 概 要 》

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 土佐香美福祉会
法 人 所 在 地	高知県香美市土佐山田町550番2 (北組西) 〒782-0043
代 表 者 氏 名	理事長 楠 目 隆
T E L 番 号	0887-52-2112
F A X 番 号	0887-52-2882
ホ ー ム ペ ー ジ U R L	http://www.welplaza.or.jp
メ ー ル ア ド レ ス	tosakami52@smile.ocn.ne.jp

2. 法人の沿革

社会福祉法人土佐香美福祉会 設立認可	平成10年 6月10日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 設置認可 事業開始	平成11年 4月 1日
介護保険制度開始	平成12年 4月 1日
配食サービス事業開始 (365日、昼・夕)	平成15年 4月 1日
グループユニットケア開始	平成15年 5月 1日
香美市政発足(土佐山田町・香北町・物部村合併)	平成18年 3月 1日
香美市立高齢者生活福祉センター 指定管理開始 (生活支援ハウスこづみ・通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成18年 3月 1日
特別養護老人ホーム洋寿荘 移管経営開始 (芸西村)	平成18年 4月 1日
デイサービスセンター洋寿ふれあいの家 指定管理開始 (通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成18年 4月 1日
ケアハウス好日館 事業開始 (ウエルプラザやまだ荘併設型)	平成18年12月 1日
優良民間社会福祉法人表彰 天皇陛下より御下賜金拝領	平成18年12月26日
全国初 木造二階建 特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘 移転開設	平成20年 6月22日
高知市市街地区にて事業開始(訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成23年 2月 1日
特別養護老人ホームウエルプラザ高知 事業開始	平成23年 4月 1日
就労継続支援A型事業所ウエルジョブ&キッチンやまだ事業開始	平成27年 4月 1日
特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業開始	平成29年 4月 1日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 新築工事着工	平成30年 3月12日
就労継続支援A型事業所ウエルジョブ&キッチンやまだ 特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業移管	平成30年 3月31日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 増床移転開設	平成31年 2月 1日
住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん 事業開始	令和 元年10月 1日

3. 社会福祉法人土佐香美福社会役員（理事6名・評議員7名・監事2名）

職名	氏名	役員および評議員としての資格ならびに所属等
理事長	楠目 隆	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(理事長)
常務理事	嶋村 貴博	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(法人本部長、総施設長)
理事	楠目 修	当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(医療法人土佐楠目会理事長、医師)
	三谷 平通	施設の管理者(特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 施設長)
	中澤 和彦	施設の管理者(住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん、ケアハウス好日館 施設長)
	津野 高敏	施設の管理者(特別養護老人ホームウエルプラザ高知 施設長)
評議員	大岸 啓郎	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	武内 節子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	中島 敦子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	原 心一	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	前田 隆明	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	松尾 禎之	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	溝渕 紀夫	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
監事	宮地 盾騎	社会福祉事業について識見を有する者
	島元 健三	財務管理について識見を有する者

【任期】

(理事) 令和3年6月16日から令和5年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

(監事) 令和3年6月16日から令和5年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

(評議員) 令和3年6月16日から令和7年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

4. 法人の事業内容

介護保険事業	
香美市 土佐山田地区 〒782-0043 香美市土佐山田町550番2 TEL 0887-52-2112 FAX 0887-52-2882	
・特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館	定員50名
・デイサービスセンターやまだ通所介護事業所	定員38名
・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん	定員60名
・ウエルデイじんざん通所介護事業所	定員30名
香美市 土佐山田地区 〒782-0038 香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号 TEL 0887-52-3223 FAX 0887-52-3220	
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘(入所生活介護事業)	定員76名
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所(併設型)	定員12名
・ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所	
高知市 市街地区 〒781-8131 高知市一宮しなね2丁目15番19号 TEL 088-855-8820 FAX 088-855-8830	
・特別養護老人ホームウエルプラザ高知(入所生活介護事業)	定員80名
・ユニット型指定短期入所生活介護ウエルショートしなね(併設型)	定員20名
・ウエルデイしなね通所介護事業所	定員28名
安芸郡 芸西地区 〒781-5704 安芸郡芸西村西分乙297番 TEL 0887-32-2110 FAX 0887-32-2116	
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘(入所生活介護事業)	定員80名
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所(併設型)	定員 8名
・デイサービスセンター洋寿	定員35名
・居宅介護支援事業所洋寿	
香美市 物部地区 〒781-4401 香美市物部町大栃898番地1 TEL 0887-58-2828 FAX 0887-58-2848	
・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所	定員15名
・ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所	
受託事業(香美市からの委託事業)	
・生活支援ハウスこづみ(香美市物部地区)	定員12名

2021年度 総合事業計画書

はじめに

新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過しますが、いまだ終息の兆しを感じることができません。

当法人が経営する各施設、事業所におきましては、2020年度同様に厚生労働省から示されている様々な基本的予防策を、職員一人一人が確実に実践していく以外に特効薬は無いと感じています。

利用者、職員に対するワクチン接種ができるだけ早期に完了し、新型コロナウイルス感染症が発生する以前の様に、安心して生活する事ができるようになるまで、感染予防に対する意識の高揚ならびに基本的な取組を継続していきます。

また利用者ならびに職員に感染者が発生した場合には、施設内でのクラスター発生に繋がらない様に、速やかに関係機関ならびに保健所に報告し、指導に沿った対応に努めます。

1. 土佐香美福祉社会重点目標

土佐香美福祉社会法人本部は、2021年度土佐香美福祉社会重点目標を報告いたします。

社会福祉法人土佐香美福祉社会は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

土佐香美福祉社会SDGsの取り組み

国連が掲げる「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、地域共生社会の構築を主導する社会福祉法人のあり方に共通する考え方です。土佐香美福祉社会は、人口減少など変化する社会のなかにあっても地域の福祉サービスを持続させていくため、重点目標を定め、取り組みを進めます。

2021年度 土佐香美福祉社会 重点目標

(1) 働き方改革の実行 (SDGs 17ゴールのうち3. 5. 8. 9)

- ① ICT・ロボット・AI・IoT等の活用と生産性の向上
- ②働きやすい職場環境づくり(福祉人材確保・育成・定着)
- ③処遇改善施策への対応

(2) 財務健全化の推進 (SDGs 17ゴールのうち8)

- ①事業計画及び予算執行の厳守
- ②ガバナンスと高い透明性の確立

(3) 災害対策基盤整備の強化 (SDGs 17ゴールのうち3. 5. 11)

①BCP・BCM・BCMS・災害福祉派遣チーム(DWAT)育成

②福祉避難所のシミュレーション(災害時支援・受援体制の構築)

【緊急課題】コロナ感染症発生被害を想定したBCP・BCM及び離職防止対応

(4) 公益的取り組みの実践 (SDGs 17 ゴールのうち 1. 2. 3. 5. 11. 15)

①地域共生社会の実現推進(我が事・丸ごと)

②複数社会福祉法人連携及び社会福祉協議会連携

③農福連携の取組推進

上記4項目10課題の実践を掲げています。具体には、法人(経営)本部及び会議のあり方において、経営戦略情報共有機能の強化を図る目的で包括任命した法人役員・拠点管理者等による「合同運営会議」(協議体)、施設長・副施設長・施設管理者等による「施設長会議」(審議体)及び次世代職員による「みらい会議」(討議体)を月例会として開催し、重点目標の達成に向け実行・実施していきます。

本年度も高知市・香美市・芸西村における17事業部門と本部の計18部門も設定値と法人重点目標へのチャレンジは、法人中期計画(2021年~2023年)の初年度課題として取組の継続と着手が求められている項目であるとの役職員共通認識で臨んでいきます。

○全国社会福祉法人経営者協議会の取組を実践

全国社会福祉法人経営者協議会が策定した「社会福祉法人アクションプラン 2025」(2021年度~2025年度 中期行動計画)にある社会福祉法人の使命、経営の原則及び「社会福祉法人行動指針」を確実に実践します。

「経営原則」

【公益性】 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい“安心のある生活”が送れるように、国民すべての社会的な自立支援を目指すため、支援をすること。

【継続性】 解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規定によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって良質なサービスを安定して提供する義務があること。

【透明性】 公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進むなか、公益法人としてより積極的な情報開示、情報提供等による高い透明性が求められること。

【倫理性】 公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行うこと。

【非営利性】 持ち分がなく配当は認められていない。事業で得たすべての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元すること。

【開拓性】 表出しにくい生活課題、福祉需要の掘り起こしや、制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として、先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行うこと。

- 【組織性】 高い信頼性が求められる法人にふさわしい組織統治の確立、人材育成等、組織マネジメントに取り組むこと。
- 【主体性】 民間の社会福祉事業経営者としての自主性および自立性を発揮し自らの意思、判断によって事業に取り組むこと。
- 【効率性】 税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざすこと。
- 【機動性】 地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応すること。

以上の10の経営原則に基づき、「社会福祉法人に求められる取組課題」(社会福動指針)を、
 I 経営に対する基本姿勢、 II 支援に対する基本姿勢、
 III 地域社会に対する基本姿勢、 IV 人材に対する基本姿勢
 の4つの基本姿勢の観点から「行動指針」として14の長期ビジョンを設定しています。

社会福祉法人アクションプラン2025

[2021年度～2025年度 中期行動計画]

基本姿勢Ⅰ. 経営に対する基本姿勢

行動指針1 経営者としての役割

(・経営理念等の明確化・地域福祉への取組・経営計画の策定・経営改善・事業継続への備え・生産性向上に対する取組・自己研鑽・次世代の育成)

行動指針2 組織統治の強化

(・理事会・評議員会・監事・組織統治機能の強化・事務執行機能の強化・会計監査人の選定・事業経営の透明性の確保・運営協議会の設置)

行動指針3 健全で安定的な財務基盤の確立

(・財務状況に把握・財務基盤の確立・会計に関する十分な体制の整備・職務権限・役割の明確化・正確な計算書類の作成・適切な社会福祉充実計画の作成・長期計画に基づく資金計画・適正な資金運用・コスト意識の醸成)

行動指針4 コンプライアンスの徹底

(・ルールに対する適切な認識・コンプライアンス規定・マニュアルの策定・コンプライアンス体制の構築・監査ガイドラインの活用・コンプライアンス教育の徹底・公益通報相談の適切な実施・適正な報酬の取り扱い等・適切な補助金の取り扱い等・利害関係者との関係)

基本姿勢Ⅱ. 支援に対する基本姿勢

行動指針5 人権尊重

(・基本理念等における明確化・職員に対する倫理教育の充実・インフォームドチョイスの重視・福祉サービス利用者の自己決定と選択の尊重・個人情報保護体制の整備・苦情解決・相談体制の整備・多様化・複雑化する福祉的ニーズへの支援・虐待を発生させない体制づくり・権利擁護の充実)

行動指針 6 包括的支援の充実・展開

(・地域生活を重視した福祉サービス方針の確立・家族に対する支援・施設機能の解放・積極的なボランティアの活用・地域の社会資源の活用・制度外の福祉的ニーズに対する支援体制の充実)

行動指針 7 サービスの質の向上

(・サービス提供方針の明確化・作業手順・マニュアルの策定・職員教育・研修の充実・福祉サービス利用者や家族等の満足度向上・サービスの自己点検と継続的な改善・第三者によるサービス評価の受審・苦情解決における第三者委員の設置(活用)・福祉サービス事故等の未然防止・サービスの記録と情報開示)

行動指針 8 安心・安全の環境整備

(・安心・安全な施設・設備環境の整備・QOL:生活の質の向上・日常的な医療との連携・法的サービス以外の福祉的支援体制・BCM:事業継続マネジメントの実践・感染症対策の徹底)

基本姿勢Ⅲ. 地域社会に対する基本姿勢

行動指針 9 地域共生社会の推進

(・実施している事業の確認と展開・低所得者・生活困窮者への配慮と支援・困難事例への取組・多様な社会福祉援助ニーズの把握・地域を包括する公益的な取組の推進・地域を活性化する取組・地域のセーフティーネットとしての役割を果たすための取組・地域の安全・安心への取組)

行動指針 10 信頼と協力を得るための積極的なPR

(・経営情報の公表・地域から信頼されるためのPR・効果的な広報戦略の推進・苦情・相談内容等の公表・サービス評価の公表・情報管理の徹底)

基本姿勢Ⅳ. 福祉人材に対する基本姿勢

行動指針 11 中長期的な人材戦略の構築

(・経営理念の明示、周知徹底・期待する職員像の明確化・継続、発展させるための取組・業務の標準化と統一した業務行動・総合的な人材マネジメントシステムの構築・職員間の横断的連携の推進)

行動指針 12 人材採用に向けた取組の強化

(・福祉人材の確保・小中高校における福祉教育への積極的な協力)

行動指針 13 人材の定着に向けた取組の強化

(・福祉人材の定着・職員の安全と健康の確保・職員処遇の現状把握、分析、課題抽出・多様な人材が活躍できる職場づくり)

行動指針 14 人材の育成に向けた取組の強化

(・人材教育制度の構築・体系的な研修プログラムの構築・キャリアパスの明確化・リーダー層の育成・総合的な人材の育成)

2. 法人の事業計画

2021年度当法人の経営する介護保険施設(事業所)は、全室個室タイプ・ユニットケア型 76

人特別養護老人ホーム(WP やまだ荘)1施設、全室個室タイプ・ユニットケア型 80人特別養護老人ホーム(WP 洋寿荘・WP 高知)2施設、特別養護老人ホーム併設型短期入所生活介護(ユニット型ショートステイ)3事業所(定員:WP やまだ荘 12人・WP 洋寿荘 8人・WP 高知 20人)、特定施設 50人ケアハウス(好日館)1施設、通所介護(デイサービス)5事業所、訪問介護(ヘルパー事業)2事業所(香美市土佐山田町地区・物部町地区)、居宅介護支援事業(ケアマネジャー)1事業所(芸西村地区)の合計 15事業所です。香美市土佐山田町の公益事業部門「住宅型有料老人ホーム ウェルリブじんざん(個室 55室・定員 60人)」1事業所、香美市物部町で指定管理を受けている香美市高齢者生活福祉センターに併設される生活支援ハウスこづみ(定員 12人)の指定管理業務の1事業を行います。

総事業数は 17事業であり、事業実施地区は 2市 1村の 3事業地区、4拠点(香美市=土佐山田町本部事業地区=1・物部町事業地区=1、高知市事業地区=1、芸西村事業地区=1)での運営となります。

経営本部及び会議のあり方は、3事業地区 4拠点 17事業を執行するための体制として、本部機能の充実や各事業部門の経営戦略機能の強化を図る目的で包括任命したグループ法人管理者等による「合同運営会議」(協議体)、当法人の施設長・副施設長・管理者等による「施設長会議」(審議体)及び次世代職員による「みらい会議」(討議体)を月例会として開催していく方針に変更はありません。

【合同運営会議】(定例会議:月末 4週目開催 月/1回)

○理事長、業務執行理事、理事、施設長、管理者、グループ法人役員等の合同会議委員 12名による協議体会議であり、担当業務は次のとおりです。

- ①[理事長・本部]: 合同会議委員長=SDGs・コンプライアンス・ガバナンス・人権(ハラスメントを含む)担当、
- ②[常務理事・業務執行理事・本部]: 本部統括=総務・財務・人事・人材確保・SDGs・CSR・BCM・施設整備事業推進、農福連携推進担当、
- ③[総務担当理事・本部・特養施設長・香美地区総括]=総務・財務・制度政策・農福連携推進・法人グループ総務担当、
- ④[理事・関連医療法人(外部)]=医療系・居宅系施設連携担当、
- ⑤[理事・本部・ケアハウス施設長、有料老人ホーム管理者、併設通所事業所管理者兼務]=メンタルケア、BCP・BCM 担当、
- ⑥[事業創設・人材獲得担当]=就労支援事業・人材獲得・育成・研修企画担当、
- ⑦[特養施設長:高知地区担当]=メンタルケア・BCP・BCM、教育・研修担当、
- ⑧[特養施設長:芸西・安芸地区担当]=メンタルケア・BCP・BCM 教育・研修担当、
- ⑨[管理者:香美市物部地区担当]=BCP・BCM・地域連携担当、
- ⑩[老健管理者:関連医療法人(外部)]=相談支援事業、施設間情報連携担当、
- ⑪[副部長:関連医療法人(外部)]=医療系・居宅系施設連携担当、
- ⑫[部長:関連株式会社(外部)]=給食系、配食系、就労継続支援事業 A型・B型 担当

- ・合同運営会議委員は、法人グループ事業である「医療・給食・職創生・介護住居」=「医・食・職・住」の連携強化に努めます。
- ・グループ法人の通常業務・月例的業務の決定と執行状況を把握し、実態情報の共有を図ることにより、各法人の経営に“閃き・気づき・活力”を与える協議会形式で執り行います。

【施設長会議】（定例会議：月末4週目 合同運営会議終了後開催 月/1回）

○理事長、業務執行理事、総務担当理事、理事、施設長、管理者による施設長会議は、合同運営会議と同日開催する社会福祉法人単独の8人を基本とし最大10人による審議体会議です。

- ①[理事長]、②[常務理事・業務執行理事]、③[総務担当理事・施設長：香美地区総括]、④[理事・ケアハウス施設長・管理者]、⑤[事業創設・人材獲得・就労支援事業担当]、⑥[特養施設長：高知地区担当]、⑦[特養施設長：芸西・安芸地区担当]、⑧[管理者：香美市物部地区担当]

- ・土佐香美福祉会通常業務決定機関として、「合同運営会議」、「みらい会議」等の各会議や各事業地域の課題及び各事業所よりの討議事項を審議します。
- ・総合事業計画、収支計画、年度事業及び決算報告の各重要案件を審議し、理事会、評議員会に諮ります。

【みらい会議】（定例会議：月中3週目 施設長会議の1週前開催 月/1回）

○副施設長、課長、主任、フロアリーダー等の次世代職員による「みらい会議」（討議体）は、施設長会議に上申できる日程設定での開催とします。担当副施設長を司会及び書記とし、特養施設の所在地単位の山田地区、高知地区、芸西地区より最大各5名の課長・主任・フロアリーダー等の役職員の参加を得て、指定された日の原則午前中2時間の討議会形式で行います。

3. 地区・拠点・部門の事業計画

◎香美市事業地区 土佐山田町本部事業拠点 事業計画

○2021年度事業計画

・法人本部

社会福祉法人土佐香美福祉会は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

・土佐山田町本部事業拠点 土佐山田町事業部門

・「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館」

特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館は、2021年度以降も個人の生活スタイルを尊重し、在宅復帰を念頭にした介護サービスを提供していく事業計画を継続します。

* 香美市第8期介護保険事業計画において、「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス」20床の増床が計画されています。2023年を目途に事業性を慎重に検討し、事業拡大に向けてシミュレーションを開始します。

公益事業である「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん」や併設デイサービスセンター「ウエルデイじんざん」及び既存施設の「デイサービスセンターやまだ」との職員間連携により、ケアハウス入居者の安定的な生活と介護サービスを確保していきます。

〔経営課題として〕

- ・職員配置状況の確認
- ・入居者の介護度状況の検討
- ・受付・事務所機能の検討
- ・給食提供環境の統合整備（フロア単位）
- ・ノーリフティングケアの実践

・「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん(定員 60 人 : 55 室)」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざんの居室は、Aタイプ(有効居室面積 10 m²前後・1階北室料 32,000 円 8 室＝生活保護減免対象室 : 生活保護者 29,000 円、2階北室料 33,000 円 8 室) : 計 16 室、Eタイプ(有効居室面積 13 m²前後・2階南室料 43,000 円 16 室) : 計 16 室、Sタイプ(有効居室面積 18 m²前後・1階南室料 43,000 円 8 室、2階北室料 44,000 円ミニキッチン付 2 名入居可室あり 6 室、2階南室料ミニキッチン付 46,000 円 8 室) : 計 22 室、Wタイプ(有効居室面積約 33 m²・2階北室料 66,000 円 1 室) : 計 1 室の計 55 室 60 人定員で運営しています。

〔経営課題として〕

開設以来、ほぼ満室状態で推移します。しかし医療機関入院者が 10%いますので、安定運営のためのデータ蓄積が必要となります。

- ・住宅型有料老人ホームと介護保険利用者のバランス課題
- ・夜勤者確保の課題
- ・入居部門と通所(デイ)部門のバランス
- ・外部サービス提供者入室時の感染症対策課題

・「ウエルデイじんざん通所介護事業所(定員 30 人)」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者は、住宅型有料法人ホーム入居者のうち介護サービスが必要となる方を主対象者としており、コロナ禍でも順調に経営されています。

〔経営課題として〕

- ・入居部門と通所(デイ)部門の兼務課題
- ・利用定員増によるスペースの課題(コロナ対策。ソーシャルディスタンス)

・「デイサービスセンターやまだ通所介護事業所(定員 38 人)」は、利用時間(5 時間～7 時間)で、月曜日から土曜日までの営業日も変わりありません。利用率安定策を検討します。有料老人ホーム及びウエルデイじんざん(定員 30 人)とデイサービスセンターやまだの 3 事業所の混在によるスペース問題が発生してきました。(コロナ対策・ソーシャルディスタンス)

〔経営課題として〕

- ・ケアハウス増床シミュレーション時に新デイサービスセンター建設を同時に行うことを検討する。

コロナ等感染症対策において基準面積では対応できない状況が発生している。(三密対策のため 4 人掛けテーブルに対角 2 人対応が求められている。)

- ・感染症対策課題
- ・利用定員確保の課題

・ 土佐山田本部事業拠点 泰山町事業部門

・「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘(定員 76 人)」

・「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所(定員 12 人)」

ユニット型特養ウエルプラザやまだ荘は 1 階は、事務室、厨房、洗濯室、職員更衣室等、2 階は「さくら町」ユニット 12 人・「りゅう町」ユニット 10 人、3 階は「ふらふ町」ユニット 12 人・「あゆ町」ユニット 10 人、4 階は「あじさい町」ユニット 12 人・「もも町」ユニット 10 人、5 階はショートステイ専用の「ゆず町」ユニット 12 人・「さんれい町」10 人の入居者 76 人、ショートステイ 12 人合計 88 人の定員で運営しています。

〔経営課題として〕

ユニット型特養として月次単位の精査を徹底して行っています。満床状態の入居部門の医療機関入院者状況管理を徹底します。特に併設のヘルパーステーションやまだ及びショートステイ部門に注視し、在宅部門の安定した稼働率維持に努めます。

- ・ ユニットケアの特性を活かす介護の実践
- ・ ノーリフティングケアの実践
- ・ 働きやすい職場環境の構築
- ・ 在宅関連事業所等との連携推進

・「ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所」

ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所は、利用者の減少等が顕著になっており、本年度も同様の傾向が続くと見込まれます。利用者確保の営業に努めます。(コロナ対策)

〔経営課題として〕

- ・ 住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者に対するサービス提供強化
- ・ 感染症対策の徹底
- ・ 香美市土佐山田町、香北町、物部町の訪問事業課題整理

◎**香美市事業地区 物部町事業拠点 事業計画**

○2021 年度事業計画

・ 物部町事業拠点 物部町事業部門

物部地区での新しい事業は予定されていません。物部地区の人口減少がより顕著になっており、社会インフラが衰退しています。

〔経営課題として〕

- ・ 指定管理を受けている「香美市立高齢者生活福祉センター」〔デイサービス事業・ヘルパー事業・生活支援ハウスこづみ(定員 12 人)〕の業務を更新継続します。(指定管理期限 2023 年 3 月までの 3 年間契約更新締結)
- ・ 「デイサービスセンターこづみ通所介護事業所」は小規模事業所運営です。利用者確保を図り、利用状況下落の防止に努めていますが、収支は大変厳しい状況です。
- ・ 「ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所」は、利用者そのものの減少と大変苦戦を強いられており、土佐山田町本部事業所との統合を検討しなければ、事業存続が困難になると考えられます。香美市行政に検討会開催を要請します。(香美市行政、香美香南老人ホーム組合・香美市社会福祉協議会・香美市内社会福祉法人との協議)
- ・ 「生活支援ハウスこづみ」は本年度も香美市からの指定管理料収入で運営します。

[香美市事業地区]

○中期事業計画(2021年度～2023年度)

- ・感染症対策
- ・社会福祉法人におけるSDGsの取り組み
- ・特養入居者個室化時代へという入居生活環境改善に伴う職員の働き方改革の実現
- ・安定的な経営体質の確立への観点から、ユニット型特養、ケアハウス、有料老人ホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーションのグループ内連携と地域包括連携推進
- ・BCP・BCM・BCMS、災害対策基盤整備を実行・実践します。
- ・中堅職員の育成計画(スキルアップ研修・処遇改善等)を実施します。
- ・農福連携事業の推進

○長期事業計画(2030年度まで)

- ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現へ体制構築
- ・医療施設(病院)と福祉系施設(特養・ケアハウス・老健・グループホーム)のグループ化を計画し、地域の高齢者が安心して暮らせるワンストップサービス法人を目指します。(地域包括ケアシステムとの連動)
- ・施設利用者の介護度の重度化と医療処置(入院治療)増加は同時に発生するため、近隣医療施設との連携強化が必須となります。

◎高知市事業地区 高知市一宮事業拠点(北部日常生活圏域)事業計画

○2021年度事業計画

[経営課題として]

- ・ウエルプラザ高知は開設当初より満床状況ですが、他の事業拠点と同様に入院による空床が多くなり経営を圧迫しています。また、開設より10年経ち各所に修繕を要する状況が発生しています。メンテナンス計画を立案したいと考えます
ホール階(B1F)は地域交流スペース及び厨房、1階はデイサービスセンターと定員各10人の全室個室型ユニット型20人定員のショートステイ事業所及び事務室、2階・3階は各階40人利用タイプの全室個室8ユニットケア型80人定員の特養です。
- ・職員教育を徹底するとともに認知症介護や重度の身体介護に対する専門研修を受講できる機会を引き続き確保します。また、ノーリフティングケア等腰痛対策やメンタル面のフォローを実施します。人材(働き手)確保や中堅介護人材確保については、高知市内の介護施設や社会福祉法人で働きたいと望む求職者とウエルプラザ高知のマッチングに頼らざるを得ない状況が続いています。法人各地区の施設等と連携を取り、より良い人材確保と定着を図っていきます。
- ・ノーリフティングケアの実践
- ・ショートステイ事業(短期入居20床)は利用者送迎範囲が広く苦慮することもあります、事故等に十分注意してサービスを提供しています。
稼働率は高い状況ですが、ショートステイ専用ユニットによる全室個室の個人空間を十分にアピールし、高知市に事業所を展開する居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)の協力を今以上にお願いします。

- ・「ウエルデイしなね通所介護事業所」は、定員 25 人に定員削減し効率の良い運営体制に移行しました。2021 年度も、利用者確保に関しては大変厳しいと予想されますが、利用者確保につながる営業活動を実施します。
- ・子ども食堂の開設
ウエルデイしなね通所介護事業所の定員を削減しました。余剰スペース(1 階正面玄関より入り喫茶コーナー・パティオ南側)において子ども食堂開設を高知市から許可されました。
* 現在、新型コロナウイルス感染症対策のため開設延期となっています。

[高知市事業地区]

○中期事業計画(2021 年度～2023 年度)計画

- ・職員の定着・育成計画(教育・研修)をウエルプラザホール主会場にし、本部とともに各地区職員に実施します。
- ・ウエルプラザホールを開放した地域における公益的な取組の実践を図ります。
- ・高知市事業地区における新規事業創設の可能性を研究します。

○長期事業計画(2030 年度まで)

- ・高知市の高齢者施設整備(有料老人ホーム)の推進。障害者事業との複合化を模索し、総合的福祉法人の基礎を構築する。

◎安芸・芸西村事業地区 芸西村事業拠点 事業計画

・芸西村事業拠点 芸西村事業部門

安芸郡芸西村の特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘は、全室個室ユニットケア特養(入居 80 床・短期入居 8 床)として地域の利用者の期待に充分応えています。安芸郡圏域で入居、短期入居、通所利用者の確保が困難な状況になっています。短期入居利用者の広域化とともに送迎の距離・時間ともに大きな課題となっています。木造施設の快適さと立地の安全性をアピールして利用率の確保を図ります。課題としては、地域住民や利用者家族は施設や職員に対して何事に対しても依存度が高く、施設や職員負担が限界であり、それぞれの役割分担を真剣に話し合い、合意点を模索したいと考えます。特に医療機関受診時に看護師が長時間不在となり、施設に残る看護師の負担が大きい事等、入居者への看護サービスの低下が心配されます。施設職員側の意識改革の必要性も感じます。

○2021 年度事業計画

[経営課題として]

- ・施設設備(エアコン、塗装等)の塩害による老朽化が顕著であるため、設備の更新を計画します。
- ・入所事業(入居 80 床)は、安芸郡内における待機者等が減少している状況で、香南市南国市に依存している状況です。
- ・ユニット単位での洋寿荘独特の食事調理や提供方法、入浴設備等に改善の必要性があるので取り組みます。
- ・ノーリフティングケアをより一層推進します。

- ・ ショートステイ事業(短期入居 8 床)の利用率は順調に推移してきましたが、本来のショートステイ居室運用だけでなく入院や退所による空床利用を多用している傾向にあり、退所者居室の入居を迅速に行うことにより安定した経営を目指します。(コロナ禍の影響が大)
- ・ 「デイサービスセンター洋寿」は、定員 35 人タイプで運用し順調に推移してきましたが、利用者の減少傾向にも注視します。
- ・ 「居宅介護支援事業所洋寿」の 1 人のケアマネジャーでは支援できる利用者員数に余裕はありませんが、増員できても利用者獲得及び収支面で課題がでてきます。

[安芸・芸西村事業地区]

○中期事業計画(2021 年度～2023 年度)

- ・ 高知県東部の人口減少が顕著になってきており、第 8 期介護保険事業計画を達成するための中堅人材不足、働き手不足が最重要課題となっています。
- ・ 法人のグループである株式会社アオイコーポレーション 高知セントラルキッチン給食製造部門及び株式会社ワークチャンス 障害者就労継続事業部門との連携を強化した事業の創設を図ります。
- ・ 芸西村事業地区に所有する法人未利用地の有効活用を検討します。

○長期事業計画(2030 年度まで)

- ・ 東部地域の高齢者が安心して暮らすことのできるワンストップサービス法人を目指します。
【芸西村及び香南市近隣開発計画及び地域包括ケアシステムの動向を見守ります。】

4. 介護保険事業及びその他の事業の内容

介護保険事業として認可を受けている事業は以下の通りです。

《香美市事業地区 土佐山田町本部事業拠点》

香美市土佐山田町 550 番 2

●法人本部事務所

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| (1) ケアハウス好日館 (特定施設入居者生活介護) | 定員 50 名 |
| (2) デイサービスセンターやまだ通所介護事業所 | 通常規模型 1 日定員 38 名 |
| (3) 住宅型有料老人ホーム ウエルリブじんざん (公益事業) | 定員 60 名 |
| (4) ウエルデイじんざん通所介護事業所 | 通常規模型 1 日定員 30 名 |

香美市土佐山田町秦山町 3 丁目 4 番 20 号

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (5) 特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘 | 定員 76 名 |
| (6) 特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所 | 定員 12 名 |
| (7) ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所 | |

《香美市事業地区 物部町事業拠点》 香美市物部町大柵 898 番地 1

香美市立高齢者生活福祉センターこづみ

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (8) デイサービスセンターこづみ通所介護事業所 | 小規模型 1 日定員 15 名 |
| (9) ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所 | |

【10】生活支援ハウスこづみ(当該事業は介護保険事業ではない) 入所定員 12 名

《高知市事業地区 高知市一宮事業拠点(北部圏域)》 高知市一宮しなね 2 丁目 15 番 19 号

- (11) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知 定員 80 名
- (12) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知 併設
ユニット型指定短期入所生活介護事業所ウエルショートしなね 定員 20 名
- (13) ウエルデイしなね通所介護事業所 通常規模型 1 日定員 25 名

《安芸・芸西村事業地区 芸西村事業拠点》 安芸郡芸西村西分乙 297 番

- (14) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘 定員 80 名
- (15) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所 定員 8 名
- (16) デイサービスセンター洋寿 通常規模型 1 日定員 35 名
- (17) 居宅介護支援事業所 洋寿

5. 施設における業務計画

専門委員会

介護保険法等での法定委員会として、身体的拘束適正化検討委員会、虐待防止対策検討委員会、事故防止・安全対策委員会、感染対策委員会、衛生委員会、給食委員会、褥瘡予防対策委員会の 7 委員会、また運営委員会とし、業務運営委員会、防災対策委員会、教育委員会、リーダー一会、ノーリフティングケア委員会、サービス・排泄ケア適正化委員会、行事・広報委員会の 7 委員会を設置し運営する。

- ・構成メンバー:施設長、副施設長、医務課、介護課、栄養課、相談課より各委員会で選出された代表委員とする。
- ・開催回数:毎月または、3ヶ月に1回の開催とする。必要に応じて随時開催する。

法定委員会

《身体的拘束適正化検討委員会》

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する。

身体拘束等は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。入居者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けたケアの実施に努める。

- ・定期的な教育、研修(年 2 回)の実施
- ・新任者に対する身体的拘束等の適正化研修の実施
- ・その他必要な教育、研修の随時実施

《虐待防止対策検討委員会》

施設における虐待の防止のための対策を検討する。また、虐待防止推進担当者を設置する。

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要な体制の整備を行う。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

《事故防止・安全対策委員会》

介護事故発生の防止及び再発防止のための検討及び対策を講じ、組織的に安全対策を実施する。また、安全対策担当者を設置する。

利用者の安全、安心、快適な生活が送れるよう資質向上に努め、同事故、類似事故の再発防止の為、発生原因を分析し多職種の視点から改善策を立案、講じるとともに、その効果についての評価を行い周知徹底する。また、職員研修等において介護事故の防止に努め安全管理の徹底を行う。また、法人全体並びに法人グループで情報を共有することでリスクマネジメントシステムを構築する。

(ヒヤリハット報告・事故報告)

ヒヤリハット報告とは、介護現場でヒヤリとした、ハットした瞬間の内容を大きな事故とならないように、事故報告を行うことにより類似事故を起こさないよう、他フロア及び全職員に事故防止、事故予防に対する意識を周知徹底するとともに、業務に取り組むよう教育、指導を行うことで、「気づきができる」職員育成に取り組む。

《感染対策委員会》

施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。

利用者の健康を維持するため感染症(インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス、疥癬等)や食中毒等の予防及びまん延の防止に努め、法人全体の感染動向にも注視して現状に合った予防対策及びその対応を検討し実行する。また、定期的または必要に応じて職員への施設内外またフロア単位での研修を行い、必要な知識や対応を周知するとともに衛生管理の徹底や衛生的ケアを励行する。

《衛生委員会》

労働安全衛生法第18条の規定に基づき職員の健康障害の防止並びに健康保持増進を図る。職員の健康障害を防止するため、健康保持増進を図るとともに労働災害、特に腰痛を防止するため検討・協議を行う。また、施設委員会である「ノーリフティングケア委員会」とも連携し、腰痛予防に努める。

《給食委員会》

利用者が、安全に美味しく食事摂取して頂くために、「食事」に関わる全般について協議する場として、各部署からの意見及び要望を取り入れながら「より良い食事提供」について検討する。

- ・行事食及び食事に関する事項
- ・ヒヤリ、ハット報告とその後の対応、及びその他の要望等
- ・利用者状況
- ・給食実施状況

《褥瘡予防対策委員会》

施設において施設内褥瘡予防対策を協議、検討を行い、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うための体制を整備し、効率的な推進を図る。

委員会で褥瘡予防対策に関するあらゆる事項を検討の上、その結果を法人グループ合同委員

会に報告し、さらに検討を重ねて褥瘡対策に役立つよう努める。

運営委員会

《業務運営委員会》

業務計画遂行状況の検証と各委員会の提案事項等確認・検証するとともに職場環境充実のため開催する。

健全な事業運営をするため各事業所の主任以上を中心に参加し、各事業所の課題の検討、各事業所、各課また各委員会からの報告、資金収支、次月行事予定について情報を共有すると共に検討及び決定する。

《防災対策委員会》

近い将来高い確率で発生するといわれている南海トラフ沖大地震をはじめとし、効果的な非常災害対策を進める。また、避難訓練等地域との連携に努める。

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害が発生したときに施設が適切な対応を行うためには、あらかじめ施設の置かれている状況(立地、設備等)を把握し、その課題及び優先度、緊急度を分析したうえで防災備品等の質・量も考慮し充実するよう図り防災対策を講じておく必要がある。また、職員一人ひとりが災害時に適切に判断し行動を行うことができるよう、防災マニュアル、各訓練、勉強会の企画立案をはじめとし施設としての防災対策を推進する。

《教育委員会、リーダー会》

労務管理についての状況報告や、利用者、職員の状況について情報共有を行い課題の検討を行う。また、職員のスキルアップのため施設内、外の研修参加者の検討や、研修参加に偏りがなかなど検討、把握をする。

利用者にとって安全で安心できる生活を提供するため、職員のスキルアップ並びに労務管理等について、年間業務計画に基づき業務の課題等の検討、改善、各フロア間の情報、認識の統一を図るとともに、職員育成計画等について次の項目を主として検討を行う。

- ・施設入所業務運営に係る取り組み、課題等
- ・短期入所事業運営におけるサービスの質の確保
- ・実習、行事予定等

(職員育成計画等)

(1)本部研修

新規採用者は本部研修として研修を受け、法人の方向性や技術力の統一を図る。

また、中途採用者は、配属施設の各部署の責任者により研修を行い、社会福祉法人の職員としての基礎知識を学ぶ。

(新規採用時研修内容)

- ①法人概要・職員心得
- ②就業規則・高齢者、職員の人権について
- ③高齢者の特徴(疾病・褥瘡・認知症について)
- ④高齢者施設の感染症について

- ⑤緊急時の対応、終末期ケア
- ⑥高齢者の特徴・接遇マナー
- ⑦高齢者と食事(栄養・嚥下・誤嚥・食中毒)
- ⑧利用者との契約・個人情報保護法
- ⑨高齢者虐待防止法・身体拘束等廃止について
- ⑩リスクマネジメント
- ⑪介護過程(ケアプラン)
- ⑫基本介護技術(エビデンス)
- ⑬各種事務手続き及び就業規定等について

(2)施設内法定研修及び基礎研修

職員に対し法定、また社会福祉法人の職員としての基礎知識を学ぶ。業務内容の把握や改善、介護技術の向上等を研修目的とし、様々な部署により実施される。

(令和3年度施設内年間研修計画)

令和3年4月	令和3年度事業計画について(改定後の強化部門) 人権についての研修
5月	接遇についての研修
6月	【法定】感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修(第1回) 【法定】地震・火災防災訓練(第1回:日中想定)
7月	看取り介護に関する研修 ノーリフティングケア研修
8月	【法定】高齢者虐待防止法・身体的拘束等適正化に関する研修(第1回) 普通救急救命(第1回)
9月	【法定】事故発生の防止のための研修(第1回)
10月	【法定】地震・火災防災訓練(第2回:夜間想定) 【法定】高齢者虐待防止法・身体的拘束等適正化に関する研修(第2回)
11月	【法定】感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修(第2回) 普通救急救命(第2回)
12月	【法定】褥瘡予防及び褥瘡対策に係る研修
令和4年1月	ノーリフティングケア研修
2月	【法定】地震・風水害対応訓練(第3回:総合)
3月	【法定】事故発生の防止のための研修(第2回)

(3)施設外研修

施設外研修等に参加することにより、様々な技法や情報を収集し、スキルアップへと繋げる。また、研修に参加した職員だけではなく施設全体のスキルアップを図るため、伝達講習を行い業務に反映させていく。同法人の他施設とも連絡を取り合い、情報の共有や合同研修などを実施する。

《ノーリフティングケア委員会》

介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケアを協議・推進する。

施設全職員の働きやすい環境を労働安全衛生に従い整備し、委員会で検討、改善する。

- (1)施設内で、自ら働く環境に全職員が目を向け、リスクや身体及び精神負担箇所の芽を、事前に摘むことができるように検討する。
- (2)入居者の健康を維持するため、委員会内で機器や用具の使用状況や導入の検討を進める。
- (3)施設内・外部研修参加の計画立案を行い、フロアでの業務マネジメントにつなぐことができるようにしていく。また外部研修についてはオンラインも積極的に活用する。
- (4)週1回のミニ研修の内容検討や職員からの意見の吸い上げを行い、全ての職員が現場で活用できる技術として浸透させる。
- (5)利用者が福祉用具を使用する際、ノーリフティングケアの内容をご家族に説明する。

《サービス・排泄ケア適正化委員会》

利用者に「安心して快適な生活」を送って頂き、また家族にも満足して頂ける施設サービスが提供できるよう、日々の業務の検討や改善を提案し、施設サービスや職員の質の向上を目指す。

利用者にとって豊かで安心して暮らせる環境を整備していくなかで、施設の安全管理、必要備品の検討などを行い、安全面、環境面への配慮を行う。

(1)希望、相談、苦情

家族、利用者からの希望や相談については、職員一人で自己判断せず、上司に指示を仰ぎ対応する。その内容については、各フロア、委員会で話し合い、把握、周知徹底とともに介護相談員からの情報提供も取り入れ、サービスの質の向上に努める。また、苦情については受付担当者の相談課と密に情報の共有を行い、改善策を検討するとともに、意見箱を事務所前に設置し改善に努める。

(2)衛生環境チェックについて

利用者が安全で安心できる生活を送れるよう、施設内の共有スペース、居室の備品等について、定期的チェックを行い、必要に応じて修理、購入を依頼する。

なお、定期的チェックでは、非常災害時の視点も合わせた確認を行っていく。

快適に過ごすことが出来るよう、利用者、家族の視点で職員一人ひとりが環境整備に対する意識を持つよう努める。

(3)利用者等のサービス向上について

決められた議題について話し合うのではなく、不適切なケアはないか、職員が働きやすい職場環境について等、委員会内で現状や課題について意見交換を行う。

施設内で施設目標を設定し、各フロア・委員会内で評価を行い、サービスの質の向上に繋げていく。

(4)おむつについて

コスト面だけでなく品質や使用目的に合った商品管理を行う。

フロア内や他部署、業者との情報交換を行い、おむつに関する使用方法などを学び、職員の知識と技術向上に努める。

試供品等は積極的に試用し、品質評価を行い新商品の導入の検討を行う。また、利用者の状態や状況に合ったおむつを検討し質の良いおむつを提供するよう努める。

衛生面や職員が使いやすく業務効率に繋がるといった視点等も考慮し、おしり拭きの導入も検討する。

《行事・広報委員会》

施設内外での年間行事を通して四季を感じて頂けるような計画を立案し、レクリエーションやクラブ活動の充実を図ることで利用者の QOL の向上を図ることを目的とする。

家族、地域に対して開かれた施設づくりを進める。

(行事)

外出行事に関してはユニットでの外出が難しいため、フロアでの取り組みとなる予定である。寒い時期は外出行事が難しく、施設内での行事等で対応する。

利用者の身体状況や環境を考慮した上での外出行事や四季を感じて頂けるような行事の取り組みを行い、喜んで頂けるよう努める。

外出行事計画の際は、天候不良やその他の理由で中止になった場合に施設内での行事が行えるよう、代替計画書の作成もしておく。また、参加して頂く利用者は家族に許可を取り家族の意向を確認する。家族参加型の行事も検討し、利用者と家族がゆっくり一緒に過ごす時間が持てるよう配慮する。年間行事予定以外にも、近隣での散歩や買い物など、短距離、少人数での行事も行い、長時間の離床が困難な利用者や体調不良により行事参加できなかった利用者への外出の機会をつくる。

(令和3年度行事予定表)

実施月	行 事 名
令和3年4月	ユニット行事
5月	ユニット行事
6月	ユニット行事
7月	流しそうめん
8月	夏祭り・花火大会
9月	敬老会
10月	ユニット行事
11月	運動会
12月	クリスマス会
令和4年1月	ユニット行事
2月	節分行事
3月	ひな祭り
毎月	誕生日会(基本的に該当者の誕生日、もしくは誕生日月に実施)

(広報)

利用者のQOL向上のため、四季を通じた施設内環境の整備や年間行事の取り組みについて、壁面装飾やポスター等を作成し周知を図る。

年間行事等に対する取り組みを利用者、家族、地域に対してアピールを行うことにより、開か

れた施設づくりを進めることを目的とする。

(1)機関紙(しあわせの木)

令和3年度も引き続き、季節ごとに各事業所の行事や特色を活かした内容の機関紙を年3回発行する。

(2)壁面装飾

各フロアの広報委員が中心となり、クラブ活動やレクリエーションで作成した作品や行事の写真を中心に四季折々の装飾を行い、利用者の日常生活に落ち着きのあるゆったりとした「和み」また、活気のある「動」の空間を提供できるよう心掛ける。

(3)掲示物・ポスター作り

感染予防対策等を掲示し、利用者また家族、職員への感染予防の喚起を図る。

(4)写真

行事等の写真撮影を行い、記録として残す。ショートステイ利用者に関しては利用者、家族の了承のもと必要に応じて利用者の全身、顔写真を記録としてカルテに保管する。

人権啓発への取り組みについて

当法人における人権啓発推進への取り組みについては、「香美市企業等人権啓発連絡会」のメンバーとしての活動を中心に、同和問題、高齢者問題、障害者問題、セクシャルハラスメント、男女差別問題等あらゆる人権問題について積極的に取り組み、研修を続けていく。各事業地域で開催される人権啓発活動や高知県人権啓発センター活動に積極的に参加し、人権啓発研修リーダーを中心に各事業所単位で創意工夫しながら啓蒙活動を行っていく。

また、医療法人土佐楠目会とより一層の連携をとり、楠目会グループ全体を総括した、医療福祉施設における人権啓発への取り組みを強化し、各自の人権意識の高揚を図っていく。

具体的には

- (1)公正採用選考に務め、新人教育時に人権啓発講座を実施する。
- (2)毎週1回開催している職員全体朝礼時、人権啓発に関するテーマについて唱和を行う。
- (3)各団体が開催する人権啓発研修会に積極的にグループ内から参加していく。
- (4)楠目会グループ集合研修の時期を検討して開催する。(2回程度、講師…外部講師)
- (5)高知県人権啓発センター主催の令和3年度人権啓発研修リーダー養成講座にグループから管理・監督職員を派遣する。

介護相談員制度について

第三者による介護相談員制度を実施。2名体制で毎月1回訪問していただき、入居者また家族と直接面談して意見相談等の活動をお願いしていく。また、苦情や相談に対しては、意見箱や施設内掲示板や広報誌等に対応方法等の開示を進める。

防災対策について

介護保険施設などについては、利用者の多くは自力避難困難な方であることから、施設の防火安全対策の強化に努めるとともに、「高知県社会福祉施設防災対策指針」に基づいた施設防災対策マニュアルにより、火災、地震、風水害を想定した定期の防災訓練を通じて、職員の避難行動などの習得・向上や防災意識の高揚を図る。定期訓練として発生時刻を日中、夜間を想定し

安全な場所へ避難、救出する訓練や机上訓練など年 3 回以上実施し、有事の際には迅速かつ適切に行動できるよう行う。また、災害に備えた備蓄食品・対策用品も現在の品数、数量など定期的に見直しを行う。それらを併せ BCP(事業継続計画)を充実させる。特に新規採用職員については、訓練をはじめとした防災教育の徹底とともに、施設全体の防災意識高揚を図る観点から、甲種防火管理者資格取得を推進する。

南海トラフ巨大地震に備えた訓練を、消防署また関係機関等と連携を密に行う。また、心肺停止などの緊急時に対応できるよう、応急手当の基礎知識、胸骨圧迫と人工呼吸、AEDを使用した心肺蘇生法等を習得するために、普通救命講習を消防署の指導のもと年 1 回行う。普通救命講習については、施設内年間研修計画として立案し、計画的に実施していく。